

景観計画区域内（景観形成重点地区以外）における行為のチェックシート【①くらし・②みなど・③里山】

NO.4

行為地域	用途地域	現況修景の特徴	デザインテーマ	デザインコンセプト	作成日
①くらし風景地域	第一種低層住居専用	戸建住宅と集合住宅により、閑静な住宅街を形成している。	周辺住宅や景観との調和	擁壁は、周辺のブロック積みや柵と調和するよう統一感のある材料を選定とする。	
事前確認事項	地区計画			※添付書類のうち、付近写真は、計画の建築と周辺の景観の関係が確認できるように、様々な角度から撮影したカラー写真を添付してください。 ※当該物件において、該当する景観形成基準の有無を確認し、該当しない場合は、具体的な配慮・工夫の内容の記述は不要です。	
		「半田市ふるさと景観計画ペーパー」(全6ページ)の内容(窓口配付またはホームページよりDL可)	■確認 □確認していない		
		「半田市ふるさと景観計画」(全119ページ)の内容(ホームページよりDL可)	■確認 □確認していない		
		「半田市景観形成ガイドライン」(全119ページ)の内容(ホームページよりDL可)	■確認 □確認していない		

項目	風景地域	重要度	景観形成基準	適合チェック	具体的な配慮・工夫の内容（配慮しなかった場合の理由）	評価		
工作物	配置	共通	義務	工作物の配置は、道路沿道の景観形成のため、周囲のまちなみに配慮しているか。	■配慮した □該当なし	擁壁の低いブロック塀を用いまちなみの連続性に努めた。		
	形態	意匠	共通	義務	意匠の工夫により、周辺との調和を図っているか。	■配慮した □該当なし	ブロック塀を低く抑え目立たないようにした。	
			共通	義務	側面及び背面の形態や意匠も、周辺との調和に配慮しているか。	■配慮した □該当なし	側面や背面は、前面と同じ仕上げ材を使用した。	
			共通	努力義務	種類及び用途に応じて集約化に努めているか。	■配慮した □該当なし	擁壁の高さを揃え、種類の集約化に努めた。	
			共通	努力義務	【歴史的意匠を持つ建築物が隣接する場合】周囲の建物との調和に努めているか。	□配慮した ■該当なし	—（歴史的意匠を持つ建築物が隣接：隣接する建物が木板の壁であるため、調和を考え、茶系色の化粧ブロックを使用した。）	
			③里山	努力義務	周囲の建物や自然との調和に努めているか。	□配慮した ■該当なし	—（周辺にブロック塀がないため、高くしないよう工夫した。）	
	材料	共通	義務	時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用しているか。※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。	■配慮した □該当なし	ブロック塀の表面に汚れが目立たない吹付を施した。		
	色彩	共通	義務(必修)	各立面積の10分の1以上の部分においては、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用しているか。※自然素材を着色せずに使用する場合は、景観計画の色彩基準は適用しない。				
		①くらし/ ②みなど	義務(必修)	R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下	■配慮した □該当なし	擁壁：○YR △/□		
		③里山	義務(必修)	R(赤)及びYR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下	□配慮した ■該当なし	—（上記と同様に）		
		共通	義務	彩度・明度の高い色の使用は避けているか。	■配慮した □該当なし	彩度・明度の高い色は使用しなかった。		
		共通	義務	【アクセントカラー（主要な色を補完するために使う色）を使用する場合】使用する色彩相互の調和やバランスに配慮しているか。	■配慮した □該当なし	土留めによる低い擁壁のみであるため、バランスを考慮し、アクセントカラーを使用しないこととした。		
		共通	努力義務	【商店街以外の場合】周囲のまちなみに調和した色彩に努めているか。	■配慮した □該当なし	ブロック積みの表面には、周囲のまちなみに調和した○系の色彩の吹付とした。		
		共通	努力義務	【商店街の場合】賑やかなまちなみにふさわしい色彩に努めているか。	□配慮した ■該当なし	—（商店街：賑やかなまちなみに合わせアクセントカラーに彩度の高い色を使用する。）		
		③里山/ ②みなど	義務	使用する色数は少なくしているか。	□配慮した ■該当なし	—（2色のみ使用している。）		
附帯施設	共通	義務	附属物は、工作物と一体的なデザインに努めているか。	■配慮した □該当なし	附属物は、工作物と同様の色とし、一体的なデザインに努めている。（ない場合は附属物はないと記載。）			
開発行為	擁壁	共通	努力義務	材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めているか。	■配慮した □該当なし	化粧ブロックを使用し、周辺のブロックとの調和させ、アクセントを加えた。		
	既存樹木	共通	努力義務	敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めているか。	■配慮した □該当なし	○○の樹木を保全し、シンボルツリーとして活用していく予定している。（保全する予定がない場合は、保全できない理由を記載する。）		
屋外広告物	共通	努力義務	掲出する広告物は、必要最小限とし、効率的に設置しているか。	□配慮した □該当なし				
	共通	努力義務	まちなみに配慮したデザインに工夫しているか。	□配慮した □該当なし				
	①くらし	努力義務	【住宅地の場合】点滅式の電飾看板や反射材は使用していないか。	□配慮した □該当なし				
	③里山/ ②みなど	義務	点滅式の電飾看板や反射材は使用していないか。	□配慮した □該当なし				

記入例